

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合 YONETSU-KAN ささおかの設置及び管理に関する条例施行規則

平成 20 年 3 月 26 日
規 則 第 1 2 号

改正	平成25年12月27日	規則第2号
	平成27年4月1日	規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、YONETSU-KAN ささおかの設置及び管理に関する条例（平成20年条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間等及び利用料金の額に係る承認の申請等)

第2条 条例第13条の規定による指定を受けてYONETSU-KAN ささおか（以下「余熱館」という。）の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、条例第4条第1項に規定する余熱館の利用時間及び休館日に係る承認及び条例第7条第2項に規定する利用料金の額に係る承認を受けようとするときは、あらかじめ管理者にYONETSU-KAN ささおかの運営に関する承認申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(利用時間等及び利用料金の額に係る承認)

第3条 管理者は、前条に規定する利用時間及び休館日並びに利用料金の額についての申請があった場合は、その内容について検討し、適当と認めるときは、YONETSU-KAN ささおかの運営に関する承認決定書（様式第2号）により指定管理者に通知するものとする。

(利用の承認の申請等)

第4条 コミュニティプール、浴場、談話室又は休息室を利用しようとする者が、指定管理者が別に定める利用券又は回数券を購入したときは、条例第5条第1項の規定による当該施設の利用の承認があったものとみなす。

2 条例第3条第1号から第4号までの施設を利用しようとする者は、前項の利用券又は回数券を指定管理者に提出しなければならない。

3 談話室若しくは休息室を占有して利用しようとする者、又は多目的芝生広場の利用の承認を受けようとする者は、指定管理者が別に定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定により申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査の上、前項の利用の承認の可否を決定し、その結果を当該申請をした者に書面により通知するものとする。

(承認内容の変更申請等)

第5条 条例第5条第1項後段の規定により、前条第4項の利用の承認を受けた内容を変更しようとするときは、指定管理者が別に定める申請書に同項の書面を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用の承認の内容変更を承認したときは、当該申請をした者に書面により通知するものとする。

(利用料金の支払)

第6条 回数券に係る利用料金の支払は、回数券を購入する際、回数券に係る利用料金を一括して前

払することにより、行うものとする。

(利用料金の免除)

第7条 条例第8条の規定により、指定管理者が利用料金の全部又は一部を免除することができる場合及びその免除の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、条例第1条に規定する設置の目的を達成するために指定管理者が実施する講座その他の自主事業に係る利用料金についてはこの限りでない。

- (1) 福井坂井地区広域市町村圏事務組合が主催し、又は共催する行事を行う場合 管理者が別に定める額
 - (2) 前項に掲げるもののほか、指定管理者が管理者の承認を得て特に必要と認める場合 指定管理者が管理者の承認を得て別に定める額
- 2 前項各号のいずれかに該当することにより利用料金の免除を受けようとする者は、あらかじめ指定管理者が別に定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。
- 3 指定管理者は、前項の規定により利用料金の免除について申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、免除の可否を決定し、その結果を当該申請をした者に書面より通知するものとする。

(利用料金の返還の基準等)

第8条 条例第9条ただし書の規定により、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

- (1) 災害その他不可抗力により、コミュニティプール、浴場、談話室又は休息室の利用ができなくなった場合 利用料金の100パーセントに相当する額
 - (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者がやむを得ない事由があると認める場合 指定管理者が定める額
- 2 前項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、あらかじめ指定管理者が別に定める申請書を、指定管理者に提出しなければならない。
- 3 指定管理者は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査の上、返還の可否を決定し、その結果を当該申請した者に書面により通知するものとする。

(利用の承認の取消し等)

第9条 指定管理者は、条例第11条第1項の規定により利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずるときは、その旨を書面により利用者に通知するものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第10条 条例第16条の規定による指定管理者の指定（以下「指定」という。）の申請は、YONETSU-KAN ささおか指定管理者指定申請書（様式第3号）により行うものとする。

- 2 条例第16条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 指定を受けようとする法人その他の団体（以下「申請法人等」という。）の概要を記載した書類
 - (2) 申請法人等の役員名簿
 - (3) 申請法人等の経営状況を確認できる書類
 - (4) 類似施設の指定管理者実績がある申請法人等にあつては、当該施設の管理運営実績表
 - (5) 指定を受けようとする期間内における余熱館の管理運営業務計画書
 - (6) 指定を受けようとする期間内における余熱館の各事業年度収支計画書

- (7) 指定を受けようとする期間内の人員配置計画書
- (8) 指定管理者指定申請に係る誓約書
- (9) 申請法人等の定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
- (10) 法人にあっては、指定を受けようとする法人の登記事項証明書
- (11) 法人にあっては、指定を申請する日の属する事業年度前3箇年に係る法人税、消費税、市税等の納税証明書
- (12) 指定の申請をする日の属する事業年度前3箇年分の財務諸表
- (13) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

3 前2項の規定は、条例第17条第2項の規定により指定管理者の候補者を選定する場合に準用する。この場合において、管理者は、前項各号に掲げる書類の一部を省略して提出を求めることができる。

(指定管理者の事業報告書)

第11条 条例第20条第4号の管理者が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定管理者が当該年度に行った余熱館の管理業務（以下この条において「管理業務」という。）についての自らの評価
- (2) 余熱館の業務等について利用者の評価を調査した結果
- (3) 管理業務を他の指定管理者に引き継ぐ場合は、その引継ぎに関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項
(再度の選定)

第12条 管理者は、議会の議決を経るまでの間に、条例第17条の規定により選定をした候補者を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたときは、申請法人等（当該候補者を除く。）の中から再度同条の規定により、当該施設の管理を行わせることが適当と認められる候補者を選定することができる。

(委任)

第13条 この規定に定めるもののほか、余熱館の管理及び運営に関し必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 条例第13条の規定による指定管理者の指定、その他指定に関し必要な行為は、この規定の施行前においても第9条の規定の例により行うことができる。

附 則（平成25年12月27日規則第2号）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

福井坂井地区広域市町村圏事務組合
管理者 様

申請者 住所
指定管理者名 ⑩

YONETSU-KAN ささおかの運営に関する承認申請書

YONETSU-KAN ささおかの設置及び管理に関する条例第4条第1項及び第7条第2項の規定によりYONETSU-KAN ささおかの運営に関する事項について承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 利用時間
- 2 休館日
- 3 利用料金の額

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

様

福井坂井地区広域市町村圏事務組合
管理者

⑨

YONETSU-KAN ささおかの運営に関する承認決定書

年 月 日付けで申請のあった YONETSU-KAN ささおかの運営に関する事項について下記のとおり承認します。

記

- 1 利用時間
- 2 休館日
- 3 利用料金の額

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

福井坂井地区広域市町村圏事務組合
管理者 様

所在地
法人等名称
代表者氏名
電話番号

印

YONETSU-KAN ささおか指定管理者指定申請書

次のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

施設の名称 YONETSU-KAN ささおか

添付書類

- 1 法人等の概要
- 2 役員名簿
- 3 法人等の経営状況要約表
- 4 類似施設等管理運営実績表
- 5 管理運営業務計画書
- 6 収支計画書
- 7 人員配置計画書
- 8 指定管理者指定申請に係る誓約書

付属書類

- 1 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
- 2 法人の登記事項証明書
- 3 法人税、消費税、市税等の納税証明書（直近3箇年に係るもの）
- 4 損益計算書、貸借対照表又はこれらに類する決算書類（直近3箇年に係るもの）
- 5 その他管理者が必要と認める書類